

「京都府国民保護計画（素案）」に対する  
府民の皆様からの意見募集結果

平成17年12月21日  
企画理事付  
(電話：075-414-5612)

「京都府国民保護計画（素案）」について、府民の皆様にご意見を募集いたしましたところ、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表いたします。

また、「京都府国民保護計画（案）」についても併せて公表します。

なお、「京都府国民保護計画」は、今後、国との協議を経て、閣議決定され、府議会へ報告し、策定・公表することとしております。

- 1 意見募集期間                   平成17年10月7日から11月6日まで
- 2 意見募集の結果               意見提出者：56名、1団体 意見数90件
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方   以下のとおり

意見の概要	府の考え方
<p><b>府国民保護計画の策定について</b>            憲法の平和の心で日本が進んでいけば、計画は不必要。            国民保護法が憲法に抵触するのであれば、計画作成は問題外。            計画策定は、憲法9条の改悪とともに、平和を阻害するもので、国民にとって何一ついいことはない。            計画は、武力攻撃を受ける前提で策定しており、外交努力を重視する立場を放棄したものである。            外国が攻めてきてどこに逃げるのか。計画の策定を一刻も早くやめるべきである。            計画策定に時間と労力をかけるより、平和憲法を守ることに力を入れてください。            原子力発電所を核兵器で攻撃されたら、「放射線を受けない安全な地域へ避難」は不可能。「想定し得ないことを想定する」「対処も不可能なことを計画する」というムダな計画づくりを即刻中止すべき。            計画に不安を感じる。戦争ができそうな世の中になっていきそうで怖い。            戦争につながるこの計画には反対である。            国民の自由を奪うまやかしの保護計画に反対。            計画は完全に戦争体制そのものを想定した内容で、日本が戦争を始める兆候である。</p>	<p>府は、武力攻撃事態をはじめ、いかなる事態においても府民の生命、身体、財産を守るため、国民保護法に基づき、避難や救援などの実施について定めた「国民保護計画」を策定することとしています。            また、「世界の恒久平和の念願」「平和の維持に向けた国際協調のもとでの外交努力の継続の重要性」「府民の生命、身体、財産を守ることを第一にする」「一人ひとりの基本的人権を最大限尊重する」など府の基本的な考え方を、計画案にも明記しており、これまでから、世界の恒久平和の実現や国による国際協調のため外交努力の継続が何よりも重要であるということを国にも強く求めているところであります。            なお、府の計画案は、特定の国の武力攻撃は想定していません。</p>

有事法が上から強引に進めていく軍事国家なら、保護計画は市民を訓練という形で草の根から変えるという性格で納得できない。

戦争に備える計画が進んでいると知り、背筋が寒くなりました。近隣諸国と府が友好を結ぶよう力を入れてほしい。

計画策定は、アメリカの世界戦略に協力することにならないか危惧する。

計画策定や訓練など、府民と職員に戦争協力を強いる事業を中止すること。

計画は、本当に府民の保護のための計画なのか。

憲法遵守を府自ら宣言し、府民に周知徹底してください。

60年前の戦前に帰ることを心配する。

憲法の平和原則を守り、他国との紛争が起こらないようにするための行動を起こすべき。

憲法の平和主義や人権保障を大切にする府政の確立を求める。

計画の根幹を成す府の保護法益は何か。

日本を攻めてくるのは、どの国が明らかにせよ。根拠もなく計画を策定するのなら、府民に危機感をおぼるだけ。

計画素案にある武力攻撃とは本当にあるのか。近隣諸国と敵対するためのムードづくりでしかない。

外国からの武力攻撃って本当にあるのか。

#### 武力攻撃災害への府の対処

府の素案では、国に攻めてこられた場合、どうしようもない。

万一の武力攻撃には、京都府ごときは対処できない。必ず、政府の統制下に入るに違いない。

府は、府民の生命、身体、財産を守るため、国、市町村、指定公共機関や指定地方公共機関などの関係機関と連携し、国全体として国民保護措置を実施します。

#### 武力攻撃事態等の想定について

「武力攻撃事態等への対処」として、12章もの細かな計画案を示しているからには、具体的な攻撃を想定しているはず。

ミサイル攻撃があつて屋内に避難するとなっているが、人を馬鹿にした内容だ。

核兵器が落ちたら「ぬれたタオルで口や鼻をおさえて」とあるが、こんなことを府は考えているのか。

各都道府県は、「国民の保護に関する基本指針（3月閣議決定）」に基づき、国民保護計画を策定することとなっています。

当該指針には、武力攻撃事態等や緊急対処事態の類型や対応方法、核攻撃やミサイル攻撃における避難の留意事項等について記載されており、府は、これに基づき、計画案を策定しています。

#### 武力攻撃災害と自然災害について

武力攻撃災害と自然災害とを同列に検討することは、自然災害より武力攻撃事態に予算も体制も注ぎ込むという、住民には理解のできない施策になってしまう。

武力攻撃事態と自然災害を混同させた危機管理体制づくりを中止し、自然災害への対策を抜本的に強化すること。

武力攻撃災害と自然災害は、発生原因に違いがあるものの、その対処については共通する部分も多いことから、府は、国民保護措置の実施に当たって、既存の地域防災計画やマニュアルなどを活用することとしており、計画案に、その旨記載しています。

府では、今後とも、いかなる事態におい

<p>河川の水位が高いときにダムや堤防を攻撃されるなど二次的な災害が想定されるが、自然災害に対する予防体制を充実させることが、武力攻撃災害にも役立つと思うが、防災計画との整合の点でどうか。</p>	<p>ても府民の生命、身体、財産を守るため、自然災害や武力攻撃事態等に備え、危機管理体制の強化に努めていきます。</p>
<p><b>基本的人権について</b>          基本的人権を最大限尊重するとあるが、具体的基準を明らかに示せ。          計画では、物資の売り渡し要請など国民の財産権の侵害等の具体的な手続が不明であり、基本的人権の侵害が容易になされてしまう懸念を持つ。          「国民の自由と権利に制限は必要最小限のものに限り」とあるが、必要最小限とは何を基準にしているのか。          基本的人権に係る「最小限の人権制限」「最大限の人権保障」に何の具体性もない。          計画策定は、基本的人権など憲法の様々な規定を形骸化、無力化させるものである。</p>	<p>府は、計画案において、国民保護措置の実施に当たっては、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重することを、また、私権を制限する措置については、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、公正かつ適正な手続のもとで実施することを明記しています。          なお、国民保護措置には様々なものがあり、具体的な基準を定めることは困難ですが、基本的人権が確保されるよう運用してまいります。</p>
<p><b>府民の協力</b>          国民保護法や国民保護計画は、国民を戦争体制に組み込み、協力させるものである。</p>	<p>府は、計画案において、府民の協力は、府民の自発的意思によるものであることを明記しており、府民に対し協力を強制することがないように運用してまいります。</p>
<p><b>初動体制</b>          予測段階では、どのような初動態勢を考えているのか。</p>	<p>府は、武力攻撃事態の認定前においては、情報連絡体制、府緊急事態連絡室を、事態認定後においては、府国民保護対策本部等を設置し、対応することとしており、計画案において、その旨記載しています。</p>
<p><b>言論・報道の自由の確保について</b>          言論や報道の自由に配慮するとしているが、事実上不可能。          警報の際、言論や報道の自由をどうして守るのか。          K B Sは、言論・報道の自由の担保がとれていると言うが、府はどう保障するのか。          いざという時に国のスピーカーがわりになることは問題。放送局として計画に書かれているようなことは当然自主的に判断すべきである。          危機だからといって何でも放送できるようになれば放送局の放送ががんじがらめになる。          放送をはじめとする報道の自主・自律は自らが存立の規範とすべきもので配慮されるものではない。          府からの情報を点検・検証せずに一方的に放送するのはよくない。K B Sが検証できるかわからない。          放送局が府の言われるがままに放送をしていいのかと思う。これでは放送の自主性が疑われる。          自由な放送が必要。一方的な情報提供に反対。          府は、放送局の報道の自由を守るのか心配です。</p>	<p>府は、放送の自主性や自立性の確保は、大変重要なことと考えており、計画案の基本的な方針や放送を依頼する個別の措置ごとに、言論・報道の自由の確保に配慮する旨明記しています。          なお、警報や避難の指示などの情報を迅速かつ的確に府民に伝達し、府民の生命、身体、財産を保護する上で、放送事業者からの放送は非常に重要な仕組みであり、今後とも、放送事業者等の皆様とは、平素から十分な意思疎通を図り、言論・報道の自由の確保が図れるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

<p>府の一方的な情報を流すのに不安を感じる。          計画案は、国民保護の名のもとに指定地方公共機関を管理し、場合によって口をはさめる文案も用意されているのでは。          K B S は、伝えたいことも検閲をうけて放送できなくなる気がする。昔の大本営発表になりはしないかと心配。          放送局が有事法制の旗振り役になる計画である。放送局の自主的点検は不可能で、国民保護の名のもとに府が放送局を管理することになる。</p>	
<p><b>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</b>          職員等の「安全の確保」「危険が及ばないよう必要な措置」が記載されているが、実質が伴うのか保証がない。</p>	<p>府は、計画案において、国民保護措置に従事する職員の安全確保に配慮する旨明記しています。          国民保護措置には様々なものがあり、一律に安全基準を定めることは困難ですが、府は、武力攻撃の状況等必要な情報を提供するなど国民保護措置に従事する者等の安全の確保に努めます。</p>
<p><b>外国人対策</b>          言語が不自由な外国人対策より、戦時に社会的差別に基づき発生する諸問題についての啓発を優先すべきである。</p>	<p>府は、計画案において、府内に居住・滞在している外国人の方々が国民保護措置の対象であることを明記するとともに、日本語の理解が不十分な外国人対策を記載しており、外国人の方々も保護できるよう対策を講じることとしています。</p>
<p><b>訓練</b>          国は訓練費用を出すのだから、機動的な訓練になるように、警察や地域も組み込んだ訓練に再編すべき。          仮想敵国をつくってありもしない訓練をするお金があれば、教育や福祉にまわすのが先決です。</p>	<p>府は、府民の生命、身体、財産を守るため、府の危機対処能力の向上を図るため、関係機関とも十分連携し、できる限り効果的な訓練を行うこととしており、計画案においても、その旨記載しています。</p>
<p><b>資機材等の整備・備蓄</b>          平素から防災意識の高揚や防災備品の備蓄、訓練は必要と考えるが、NBCに対する防御については一般に普及されていない。どの程度までの訓練や備蓄を念頭においてマニュアル化されるのか。          化学兵器に対しては一定の装備もあるようだが、核・生物兵器に対する防御体制はあるのか。府民全員の分があるのか。          化学兵器による攻撃には一定装備もされていると伺うが、核兵器や生物兵器に対する防除の体制はあるのか。</p>	<p>府は、NBC攻撃などに対応できる防護服などの資機材や安定ヨウ素剤などの特殊な医薬品等について、国と十分調整しながら、整備に努めていくこととしており、計画案においても、その旨記載しています。          なお、NBC攻撃への対応は、国の基本的な方針を踏まえて行うこととなっており、府警察、消防など関係機関とも連携し体制の整備を図ることとしております。</p>
<p><b>調整権限</b>          避難措置などにおいて、国、都道府県、市町村間で具体的な意見の相違が生まれたとき、調整権限が</p>	<p>国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関は、武力攻撃災害から国民の生命、身体、財産を守るため、相互連携し対処す</p>

<p>どこにあるのか、また、その手続きについて、不鮮明である。</p>	<p>ることとなっております。          具体的な意見の相違が生じた場合、まずは相互で意見の調整を行い、意見の調整がつかない場合においては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法で、国、都道府県、市町村の対策本部長に付与されている総合調整権限により対処することとなっております。</p>
<p><b>そ の 他</b>          「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」(ハーグ条約)など国際条約を批准すれば、京都の文化財は保護される。この条約の批准について府の計画の中に明記すべき。</p> <p>計画冒頭に、住民保護のために「無防備地域宣言」を自治体として行うべきであると明記すべき。</p>	<p>府域に所在する世界遺産をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものであることから、府は、国、市町村等の関係機関や文化財の所有者等と連携・協力して、武力攻撃災害から文化財を守ることとしており、計画案においても、その旨記載しています。          なお、条約の批准について、府の計画に記載する内容でないと考えております。</p> <p>「無防備地域」を宣言することができる「紛争当事者の適当な当局」については、当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち、国と解されており、地方自治体は、こうした宣言はできないとされています。</p>
<p><b>計画の策定方法について</b>          危機管理のあり方を理解させず、パブリックコメントで求めても無意味。          広く府民からの意見を聞くための手段と機会を早急に講じ、意見具申の締切期限を延期せよ。          計画が市民に知らされていない。密室で物事を決めるのか。          マニュアルを示さず、何をパブリックコメントするのか。          府は、計画の中味をわかりやすく府民に伝えておらず、府民不在の中で計画を進めていくこと自体がおかしい。          「パブリックコメント」が形だけに終わることのないよう強く申し入れる。          委員に、職員・労働者がいない。こうした関係者に対し、必要な資料などの提供を行ない、意見を求めてきたのか。          戦争につながる計画には慎重に議論が必要。</p>	<p>府では、広く府民の意見を求め、府の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、府国民保護協議会を設置し、国民保護計画の作成を諮問し、同協議会での審議を経て、11月30日に答申をいただいたところでありなす。          なお、同協議会の委員については、国民保護法で、府域を管轄する国の地方機関の長、市町村長、指定公共機関や指定地方公共機関の役員又は職員、学識経験者等の中から知事が任命することとなっております。</p> <p>また、府民意見提出手続要綱に基づきパブリック・コメントを実施するとともに、100を超える関係機関や団体等との意見交換会などを行い、幅広く府民の意見をいただいたところです。</p> <p>さらに、国民保護協議会の審議状況など計画の策定に係る取組は、ホームページに逐次掲載するなど情報提供にも努めており</p>

	<p>ますが、今後とも、国民保護の仕組みや府の国民保護計画について、様々な機会や媒体を活用し、広報に努めていきます。</p>
<p><b>放送局の指定地方公共機関の指定について</b>  府は、KBSの指定をはずして欲しい。働く者として言論の自由を発揮できない。  放送の自由があやくなる可能性の強い指定公共機関はいかなものかと思う。  NHKだけで十分でKBS京都は必要ない。  放送局の業務は、指定公共機関制度にそぐわない。  KBSが地域に生きる放送局としてやっていくのに今回指定を受けたのは残念。  府や国の指示に従うだけで、放送局の中立性などはない。KBSは公共機関をはずれるべきだ。  KBSの指定地方公共機関の指定はいいんとちがうかなと思うが、本当にできるか不安もある。  報道の自由は「いかなる権力からの独立」が大前提。情報の統制の危険性、報道の自由の確保から考えて、放送局の指定地方公共機関に反対。  マスメディアを戦前体制に引き戻すことに反対。報道の自由がなくなれば、マスメディアの使命は果たせない。  KBSが指定公共機関になって、本当にいいのか疑問。  国民の知る権利を奪い、報道・表現の自由を奪う指定地方公共機関は戦前の大政翼賛会。マスコミの自主・独立を守るためにも指定を撤回せよ。  KBSは言論の自由を守るため保護協議会から脱退すべき。  計画は放送局が有事訓練の旗振り役になること。KBSは指定機関から離脱すべき。  報道機関である放送局が協議会に参画することは、公共放送という立場を放棄することになる。  報道機関として協議会にでるのはおかしい。本当に公正中立な報道ができるのか疑問である。  指定公共機関に指定され、協議会に出席すると放送局の自主性がなくなる。</p>	<p>放送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関により警報などを放送いただくことは、府民に情報を迅速に伝達し、府民の生命、身体、財産を守る上で大変重要な仕組みであると考えています。</p> <p>こうしたことから、国は、NHKや19の民間放送事業者を指定公共機関に指定しており、府においても、(株)京都放送及び(株)エフエム京都からの承諾を得て、指定地方公共機関に指定させていただいているところです。</p> <p>なお、府の国民保護協議会の委員については、NHK京都放送局、(株)京都放送及び(株)エフエム京都から委員に就任いただき、府の国民保護計画について御審議いただいているところです。</p>

その他の御意見

<p>来襲するかもしれない弾道ミサイルの発射や弾道を探知する能力は日本にあるのか。  着上陸侵攻にあたって「水際」での防御態勢はとりうるのか。  着上陸侵攻してきた部隊に身柄を捕らえられた場合、国際法的にはどのように取り扱われるのか。  武力攻撃事態における国民の避難として、航空機や船舶を利用した一時的国外脱出等についてはどの程度考慮されているのか。</p>
--